

不倫！？どうやって証明する？(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

離婚したいけど、相手が同意してくれない、という場合には、離婚するためには、離婚の理由(離婚原因)というものが必要になります。

その離婚の理由(離婚原因)としてよく出てくるのが不倫なのですが、今回は、不倫を証明するための証拠としてどのようなものが考えられるのか、というのをクローズアップしてみたいと思います。

ちなみに、「離婚で大事な3つのこと」については、別の動画にありますので、そちらも是非ご覧ください。

<https://youtu.be/EkCpMvIyiM0>

不倫の証拠としてよく出てくるものは、3つあります。

まず1つ目は、携帯電話のメッセージや写真です。

これにはメール、LINEメッセージなど色々ありますが、例えば「また旅行行こうね」というメッセージですとか、一緒に旅行して写っているような写真が考えられます。

例えば、そういうメッセージや写真を偶然見つけたという場合には、ご自分の携帯電話で、相手の携帯電話の画面の写真を撮るとというのが方法として考えられます。

2つ目は、現場写真、すなわち、相手が不倫相手と一緒にいるところの写真や録画というのもありえます。

とくに、裁判上は、相応の年齢の男女2人が一緒にホテルや一人暮らしの家に入って、それからある程度の時間が経ってから出てきたという事実は、不倫の有力な証拠となっています。

ですので、写真を撮るときは、できれば、2人が入った時間と出る時間というのも分かるようにしておくとうまいかと思えます。録画であれば、録画を回しっぱなしにしておくというのが考えられます。

もっとも、相手が不倫相手と一緒にいるところを撮影したり録画するのは、なかなかご自分では難しいというところもありますので、探偵さんや興信所に依頼する方もおられるかと思えます。

3つ目として、自白、すなわち、相手が不倫しましたと認めた文書、録音、録画です。これは自分で認めているわけですから、非常に強い証拠となりますが、できれば、いつからいつまで、だれと不倫した、というのも書いてもらった方がよいかと思えます。

以上の証拠は、不倫を証明できる可能性が高いものですが、他にも、色々積み重ねることで不倫を証明できる可能性があるものがあります。

例えば、裁判例で出てきたものと、以下のようなものがあります。

風俗店を利用したという証拠

相手が性感染症の治療を受けたという記録

相手が避妊具を持っていた

相手が出会い系サイトを利用していた

相手が親族でもない人に多額のお金を送金していた

相手が出張について嘘の説明をしていた

不倫相手から嫌がらせをされた

相手が知らないマンションの鍵を持っていた

別の女性の名義のキャッシュカードを持っていた。

相手が寝言で他の異性についてのことを言っていた

というのもあるそうです。

本当かどうか分かりませんが、寝てるときに耳元で言うと寝言で浮気相手のことしゃべっちゃうっていう説があるみたいですね。そういうのを録音しておくのも一つの方法かもしれません。

また、家にはない高価な物を買った領収書

自分が行ったことがないレストランの領収書

相手のクレジットカードの履歴から色々分かることもあります。

今はいろんなツールがありますので、昔より証拠は取りやすくなっていると思います。

もっとも、自分の方が離婚の原因を作って、それで婚姻関係が破綻してしまった後に、相手が不倫しても、それは離婚の理由にならないということもご注意ください。